

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|--|
| 子育て支援 | <p>不妊・不育症治療費助成事業</p> <p>対象者：法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること（申請日が基準日） 2.同一世帯の全員が町税及び国民健康保険税の滞納がないこと 3.医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること 4.交付決定時に町内に住所があること（交付決定まで約1か月程度） <p>内 容：医師の認める不妊症及び不育症の治療及びその治療に係る検査に要した費用の一部（自己負担額の2分の1）を助成する。</p> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・特定不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・男性不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・不育治療 1年度当たり30万円を限度 <p>問合せ：《健康介護課 健康推進係》 Tel：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p> |
| | <p>0歳児紙おむつ券給付事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、0歳児を養育している方。ただし、板倉町において生活実態のない方は対象外。</p> <p>内 容：月額3,000円の紙おむつ給付券を交付する。対象期間は出生した月から1歳の誕生月の前月分までとし、最大36,000円分支給する。また、転入された方は、町に住民登録をした日の属する月から1歳の誕生月の前月分までとする。交換ができる町指定の店舗にて利用が可能。</p> <p>問合せ：《福祉課 子育て支援係》 Tel：0276-82-6134</p> |
| | <p>チャイルドシート購入費補助事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、1歳未満の乳児を養育する方</p> <p>内 容：自動車に乗車中の乳児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。補助金額はシート1台につき1万円を上限として、購入価格（税込み額）の2分の1を乗じた額。交付要件は国土交通省の認証マークが有るシートを購入後、1年未満であること。乳児1名につき申請は1回までで、出生後に申請を受け付けている。</p> <p>問合せ：《福祉課 子育て支援係》 Tel：0276-82-6134</p> |
| | <p>子育て支援金支給事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、引き続き本町に在住する見込みがある方のうち、次のいずれかに該当する方（生活実態のない方、生活保護を受けている方は除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.新たに子を出産し、その子を養育している方 2.次年度に小学校に入学するお子さんを養育している保護者の方 <p>内 容：町内に住所を有する方が、子どもを出産した時及びその方の子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。</p> <p>支給額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.第1子 60,000円（出生時30,000円 入学時30,000円） 2.第2子 80,000円（出生時40,000円 入学時40,000円） 3.第3子以降 120,000円（出生時60,000円 入学時60,000円） <p>問合せ：《福祉課 子育て支援係》 Tel：0276-82-6134</p> |

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|--|
| 子育て支援 | <p>産後ケア事業</p> <p>対象者：町内に住所があるお母さんと赤ちゃん</p> <p>内 容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う。利用料は無料。</p> <p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日帰り型（公立館林厚生病院、真中医院） ・訪問型（助産師がご自宅に訪問し、ケアを受けられる。） <p>問合せ：《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p> |
| | <p>子育て支援無料アプリ</p> <p>対象者：町内で子育て中の保護者、妊婦</p> <p>内 容：妊娠期から利用できる子育て支援アプリ。お子さんの生年月日を登録することで、必要なタイミングで健診や町の事業のお知らせをプッシュ通知で受け取ることができる。予防接種スケジュールを自動で作成・管理することや、成長記録を入力・管理することもでき、保護者だけでなく、祖父母等と共有することが可能。</p> <p>問合せ：《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p> |
| | <p>奨学金の貸与</p> <p>対象者：以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.町内に1年以上居住する世帯の子 2.学力優秀・品行方正・身体強健な方 3.専門学校以上の学校に入学する方及び在学する方 4.経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子 <p>内 容：貸与額：専門学校・短期大学・大学に在学する方 月額50,000円以内</p> <p>貸与期間：奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p> |
| | <p>小中学校児童生徒給食費の無料化</p> <p>対象者：町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>町立小中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.食物アレルギーのため、弁当対応をする児童生徒の保護者 2.食物アレルギーのため、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者 3.牛乳アレルギーのため、学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者 <p>内 容：子どもを育てる保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備と食育の充実を図るため、町立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の無料化を実施している。また、食物アレルギー等の理由で、給食の代わりに弁当を持参をしている児童生徒についても、その経費（学校給食費相当額）を補助している。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p> |
| | <p>英語検定料の半額助成</p> <p>対象者：町内に住所を有する高校生以下の児童・生徒で、英語検定3級以上を受験した方（英語検定試験申込後に試験を欠席した場合は対象外）</p> <p>内 容：英語検定の受検の機会を増やし、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料の半額を助成する。助成回数は、1人につき受験年度1回のみ助成。ただし、3級以上に合格して、その年度にさらに上位の級を受験する場合は、さらにもう1回助成（最大2回助成可能）。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p> |

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) |
|------|--|
| 住宅支援 | <p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者： 1.町内に住んでいる又は勤めていて、住宅にお困りの方 2.住民税の滞納のない方 3.同居を予定している親族がいる方 ※単身者でも、次のいずれかに該当する場合、申込みが可能 ア) 60歳以上の方 イ) 生活保護を受けている方 ウ) その他</p> <p>内 容： 入居資格 1.敷金(家賃の3か月分)を納入できる方 2.連帯保証人1人を立てられる方 3.入居可能日から15日以内に入居できる方 4.前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまる方 ※家賃は団地ごとに、入居者の収入や世帯状況により決定される。</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p> |
| | <p>勤労者住宅建設資金融資</p> <p>対象者： 町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住する住宅を建築又は取得しようとするもの (増築及び改築の場合の面積は、現在居住する居宅の2分の1以上で、33平方メートルを下らないものとする。)</p> <p>内 容： 融資条件 1.融資限度額 500万円以内 2.融資利率 年率3.6%(年率7%以内で町長が定める利率) 3.融資期間 20年以内 4.最終返済年齢 65歳まで</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p> |
| | <p>住宅リフォーム支援事業</p> <p>対象者： 以下のすべてを満たす方 1.町内に居住し、住民基本台帳に記載されている方 2.世帯の中に町税等を滞納している人がいないこと 3.令和7年4月1日以降の本制度による補助金交付額が10万円に達していない方又はその他板倉町で実施する住宅の改修等に係る補助金等の交付を受けていない方</p> <p>内 容： 町内建築関連業者を中心とした経済の活性化及び住環境の質の向上を図るため、町内施工業者により一定の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行った方へ、工事費の10%(限度額10万円)を、板倉町商工会の商品券で助成する。令和7年4月1日以降に交付を受けた補助金額を合計して、10万円に達するまで何度でも利用可能。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p> |
| | <p>住宅取得支援事業</p> <p>対象者： 以下のすべてを満たす方 1.転入日から前2年間は町内に住んでいない方 2.板倉町に転入した、またはこれから転入し、住宅を建築または購入した方 3.その住宅の所有者(共有者がいる場合は代表者1人) 4.その住宅に住む全員が、町税等を滞納していないこと 5.その住宅に5年以上継続して住む方 6.この要綱に基づく補助金を初めて受ける方 7.令和8年3月31日までに、取得した住宅に住民票を移動する方</p> <p>内 容： 移住及び定住を促進して地域を活性化するため、町内に居住する住宅を建築・購入する個人の方に対して、費用の一部を補助する。補助額は住宅取得価格(併用住宅にあっては、うち居住部分の金額)の3%で、上限30万円まで。</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p> |

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) |
|--|--|
| 住宅支援 | <p>板倉町空き家等バンク事業</p> |
| | <p>対象者： 町内に所有する空家等を売りたい・貸したい人、または空家等を買いたい・借りたい人 内 容： 町内の空家等を有効活用し、管理不全な空家等の減少と移住定住の促進および地域活性化を図ることを目的として、空家等の物件に関する情報を、空き家等バンク登録台帳へ登録する。 問合せ： 《都市建設課 計画管理係》 Tel：0276-82-6151</p> |
| | <p>板倉ニュータウン移住支援事業</p> |
| <p>対象者： 以下のすべてを満たす方 1.板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成27年板倉町告示第69号）第10条に規定する補助金額の確定を受けていること 2.令和2年10月1日以後に、朝日野1丁目、朝日野2丁目、朝日野3丁目、朝日野4丁目及び泉野1丁目地内の土地の売買契約を締結していること 3.取得した住宅が、上記2の土地に所在していること 4.上記2に規定する土地の売買契約締結日において、次に掲げる事項のいずれかに該当していること ア.申請者の年齢が50歳未満であること イ.申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること ウ.申請者が、同一世帯で中学生以下の子を養育していること 5.令和5年4月1日以後に転入し、5年以上継続して定住すること 内 容： 板倉ニュータウンへの移住及び定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るため、板倉ニュータウン内に土地と住宅を取得して移住する世帯へ70万円の支援金を支給する。申請期限は令和8年3月13日まで。 問合せ： 《産業振興課 誘致推進係》 Tel：0276-70-4040</p> | |
| <p>合併処理浄化槽設置費補助金</p> | |
| <p>対象者： 板倉町内全域（板倉ニュータウン区域（公共下水道）を除く）において、自らが居住するための住宅（自己の居住用途部分の割合が2分の1以上の店舗併用住宅などを含む）に処理対象人員が10人槽以下の「環境配慮型浄化槽」を設置し、または設置に伴い既存施設を転換撤去する方。 内 容： 新規設置に関する補助金額 ・5人槽 198,000円 ・7人槽 256,000円 ・10人槽 340,000円 転換撤去等に関する補助金額 【既設を撤去できない場合】 ・5人槽 198,000円+宅内配管工事補助金 ・7人槽 256,000円+宅内配管工事補助金 ・10人槽 340,000円+宅内配管工事補助金 【既設を撤去できる場合】 ・5人槽 248,000円+宅内配管工事補助金 ・7人槽 306,000円+宅内配管工事補助金 ・10人槽 390,000円+宅内配管工事補助金 ※宅内配管費補助金は工事費用又は300,000円のいずれか低い額 問合せ： 《住民環境課 環境下水道係》 Tel：0276-82-6132</p> | |

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--------|-----|--------|-----|------|--------|-----|-----|--------|-----|------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 住宅支援 | <p>住宅用太陽光発電システム設置補助金</p> <p>対象者：自らが居住する町内の住宅（住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅含む。ただし、集合住宅は除く）に太陽光発電システム（※）を設置した方や設置しようとする方、または町内に自らが居住するため建売住宅供給者等から太陽光発電システム付住宅を購入した方や購入しようとする方で、以下の要件を満たしていること</p> <p>1 住民基本台帳に記載されていること 2 町税の滞納がないこと</p> <p>※発電した電気を住宅部分で消費し、かつ余剰電力を電力会社へ売電するもの</p> <p>内 容：補助金額 1キロワット当たり2万5千円（4キロワット10万円が上限）</p> <p>問合せ：《住民環境課 環境下水道係》Tel：0276-82-6132</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者：夫婦ともに39歳以下の新婚世帯（令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦）かつ世帯所得500万円以内の世帯。※貸与型奨学金を返済中の場合は控除あり。</p> <p>内 容：板倉町で新生活を始めるかたの結婚に伴う住居の購入費用、賃貸などの賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料、引越費用を補助。補助額は1世帯当たり上限30万円（夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円）。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画調整係》Tel：0276-82-6125</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業体験・就農支援 | <p>貸し農園の設置（ふれあいファームいたくら）</p> <p>対象者：借用を希望する方（町内外在住不問）</p> <p>内 容：都市と農村の交流事業を通じ作物を作る喜びや農業への関心を深めてもらうことを目的とする。利用期間は1年間とし、1世帯につき3区画まで貸し出しが可能。</p> <p>利用区画数及び年間利用料金</p> <table border="0"> <tr> <td>15㎡</td> <td>2区画</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>24㎡</td> <td>18区画</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>28㎡</td> <td>2区画</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>60区画</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>45㎡</td> <td>1区画</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>52㎡</td> <td>1区画</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>60㎡</td> <td>3区画</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>計87区画</p> <p>問合せ：《産業振興課 農業振興係》 Tel：0276-82-6137</p> | 15㎡ | 2区画 | 1,500円 | 24㎡ | 18区画 | 2,400円 | 28㎡ | 2区画 | 2,800円 | 30㎡ | 60区画 | 3,000円 | 45㎡ | 1区画 | 4,500円 | 52㎡ | 1区画 | 5,200円 | 60㎡ | 3区画 | 6,000円 |
| 15㎡ | 2区画 | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24㎡ | 18区画 | 2,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28㎡ | 2区画 | 2,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30㎡ | 60区画 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45㎡ | 1区画 | 4,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 52㎡ | 1区画 | 5,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60㎡ | 3区画 | 6,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就業支援 | <p>創業支援事業</p> <p>対象者：町内で創業を目指す方（創業後5年未満の方も含む）</p> <p>内 容：産業振興課商工観光係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》Tel：0276-82-6139</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) |
|---|---|
| その他 | 無料コミュニティバス運行事業 |
| | <p>対象者： どなたでも利用可能</p> <p>内 容： 交通弱者・買い物弱者対策として、板倉東洋大前駅から板倉町役場・アゼリアモール間を結び、町の北地区・南地区を経路とする無料コミュニティバスを運行する。</p> <p>問合せ： 《総務課 安全安心係》 Tel：0276-82-6123</p> |
| | 防災ラジオの有償配布 |
| | <p>対象者： 令和2年5月1日以降の転入世帯の世帯主の方等</p> <p>内 容： 各種気象警報や緊急地震速報、避難に関する緊急情報等の防災情報を伝える、防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）の有償配布を行う。負担額は1台4,200円。</p> <p>問合せ： 《総務課 安全安心係》 Tel：0276-82-6123</p> |
| | 福祉タクシー利用券の交付 |
| | <p>対象者： 1.身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 2.療育手帳をお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 4.70歳以上の高齢者のみの世帯の方 5.母子・父子家庭世帯 6.70歳以上で自動車免許を自主返納した方</p> <p>※1から3までに該当する場合は本人および世帯員が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外</p> <p>内 容： 在宅の高齢者等で、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な方に1枚につき500円を助成するタクシー利用券を交付する。</p> <p>交付枚数</p> <p>・1から5までに該当するかたは年間48枚、6に該当するかたは2年間で24枚</p> <p>問合せ： 《健康介護課 介護高齢係》 Tel：0276-82-6135</p> |
| 特殊詐欺等対策機器購入費補助金 | |
| <p>対象者： 町内に住民登録があり、65歳以上の方（一世帯一度のみの補助）</p> <p>内 容： 振り込め詐欺や悪徳商法など、犯人からの電話がきっかけとなっている特殊詐欺を未然に防ぐため、65歳以上の高齢者を対象に、特殊詐欺対策機器を購入された世帯に補助金を交付。補助費用の2分の1以内で、上限6,000円。</p> <p>問合せ： 《総務課 安全安心係》 Tel：0276-82-6123</p> | |
| 家庭用防犯カメラ設置費補助金 | |
| <p>対象者： 自己の居住する住宅及び自己の保有する事業施設に家庭用防犯カメラを設置した方</p> <p>内 容： 防犯を未然に防止するため、町内の住宅等に家庭用防犯カメラを設置した方に対し、費用の一部を補助します。経費に要した費用の2分の1以内で、上限2万円。</p> <p>問合せ： 《総務課 安全安心係》 Tel：0276-82-6123</p> | |

| 分類 | 事業名 (対象者・内容) |
|-----|---|
| その他 | <p>板倉町奨学金返還支援事業</p> <p>対象者：以下のすべてを満たす方。ただし、国家公務員又は地方公務員の方（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む）は対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.奨学金の貸与を受けて、大学、専修学校及び高等専門学校等に進学し、卒業した方 2.労働契約に基づき就業している方又は個人で農業その他事業を営んでいる方（事業専従者を含む） 3.申請時において本町に住所があり、引き続き5年以上居住する意思のある方 4.40歳未満の方 5.卒業後に奨学金の返還を開始しており、滞納がない方 6.申請者及び申請者の属する世帯員に町税の滞納がない方 7.他の奨学金返還支援を利用していない方 <p>内 容：人口減少克服・地方創生を図るための地方への移住促進の取組として、大学等を卒業後に就業した方で、本町に定住し、奨学金の返還を行っている方を対象に補助金を交付する。補助額は、補助金の交付を申請する年度の前年度に返還した奨学金の2分の1の額とし、上限は15万円まで。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画調整係》TEL：0276-82-6125</p> |